

令和4年11月30日開会

令和4年11月 日閉会

令和4年第6回八百津町議会（臨時会）議案

八百津町議会

令和4年第6回八百津町議会臨時会議事日程表

令和4年11月30日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期の決定	
日程第4	議案第50号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
日程第5	議案第51号 八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	8
日程第6	議案第52号 八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	10
日程第7	議案第53号 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	12
日程第8	議案第54号 令和4年度八百津町一般会計補正予算（第4号）	別冊
日程第9	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	14

議案第50号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	

15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400

45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	

75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			

105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

第2条 八百津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（八百津町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町職員の一般職職員等の給与改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第51号

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年八百津町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町議会議員の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第52号

八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町長等の給与に関する条例（平成29年八百津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 八百津町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町長等の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第53号

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（平成27年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町教育長の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第71条の規定により申し出ます。

令和4年11月30日

議会運営委員会

委員長 山田 勉

- 1 事 件 (1) 次期定例会及び臨時会の会期等について
- (2) 議会運営の効率化に関する調査について
- (3) 議長の諮問事項に関する調査について

八百津町議会

議 長 加 藤 良 治 様